

10月11日は **九重町長選挙** の投票日です

今回の選挙は、私たちの暮らしに直接つながりのある大切な選挙です。
明るく住みよい九重町を築くため、必ず投票しましょう。



◀九重町HP

投開票日

令和2年10月11日 日

告示日	期日前投票 10月7日～10月10日				投票日
10月 6日 (火)	7日 (水)	8日 (木)	9日 (金)	10日 (土)	11日 (日)

●お問い合わせ

九重町選挙管理委員会 ☎76-3825

投票のできる人

九重町に引き続き3ヵ月以上（令和2年7月5日までに転入届をされた人）住んでいる満18歳以上（平成14年10月12日までに出生された人）の方で、選挙人名簿に登録されている人です。

投票所及び投票時間

※投票所によって、閉鎖時間が異なりますのでご注意ください

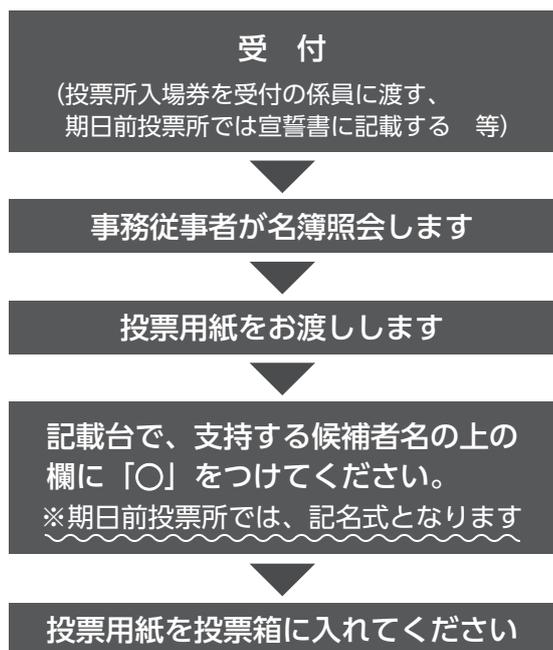
投票区	投票場所	投票時間
東飯田第1投票所	九重町隣保館	午前7時～午後7時
東飯田第2投票所	川上集会所	午前7時～午後5時
野上第1投票所	野上ふれあい交流センター	午前7時～午後7時
野上第2投票所	野矢小学校多目的ホール	午前7時～午後5時
飯田第1投票所	飯田ふれあい交流センター	午前7時～午後6時
飯田第2投票所	東部集会所	午前7時～午後5時
飯田第3投票所	基幹集落センター	午前7時～午後5時
南山田第1投票所	南山田ふれあい交流センター	午前7時～午後7時
南山田第2投票所	淮園小学校体育館	午前7時～午後7時
南山田第3投票所	栗野中央公民館	午前7時～午後5時

▶今回から、野上第1投票所は野上小学校体育館から野上ふれあい交流センターに投票所が変更になりますのでご注意ください。

投票所入場券

- 投票日前に、「投票所入場券」を郵送します。
- 投票の際にご持参していただくと、スムーズに受付を行うことができ便利です。なお、お持ちでなくても投票できますので、受付でお申し出ください。

投票所でのながれ



代理投票と点字投票について

●代理投票

- ・投票用紙に記入することが困難な方のための制度です。
- ・受付で代理投票を希望されることをお伝えください。
- ・事務従事者の中から補助者2人が定められていますので、1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおりかどうか確認し、投票箱に入れます。(ご家族等が代理で記載・投票することはできません。事務従事者の中から定められている補助員2人のみが代理投票を行うことができます。)

●点字投票

- ・目の不自由な方で、点字での投票を希望される方は、受付にて点字で投票したいことをお伝えください。



投票日（10月11日）に投票に行けない方

投票日に投票に行くことができない方は、「期日前投票」や「不在者投票」をご利用ください。

◎期日前投票

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、選挙期日に投票所へ行くことができないと見込まれる方は、期日前投票所において「宣誓書」に記入の上、投票することができます。

- 期間・時間 10月7日（水）から10月10日（土）の午前8時30分～午後8時
- 期日前投票所 九重町役場3階 301会議室

◎不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、九重町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

- 期間 10月7日（水）から10月10日（土）
- 時間 投票する市区町村（滞在先）の選挙管理委員会（施設等）の執務時間

不在者投票のながれ

- ①不在者投票用紙請求書に必要事項を記入して、九重町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。
(不在者投票用紙請求書は、九重町選挙管理委員会に請求して郵送等で受け取る、または九重町ホームページからダウンロードしてください)
- ②九重町選挙管理委員会から、滞在地の住所に投票用紙や関係書類が郵送されます。
- ③滞在先市町村の選挙管理委員会の指示に従って、投票をしてください。
※投票用紙などの往復に時間を要しますので、お早めに手続きをしてください。
※指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票をすることが可能な場合がありますので、施設管理者にお問い合わせください。

◎郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方で一定の要件に該当する方または、介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている方は「郵便等による不在者投票」ができます。

この制度は、当委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって送付するものです。

●郵便等による不在者投票用紙の請求期限

請求期限は、選挙期日の4日前の、10月7日（水）までとなっていますのでご注意ください

●郵便等による不在者投票の対象となる方

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別	1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	戦傷病者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	△	要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○	
	免疫の障害	○	○	○		免疫の障害	○	○	○	○	

◎郵便等による不在者投票には、「郵便投票証明書」が必要です。この制度を利用されたい方は、事前に九重町選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所での新型コロナウイルス感染拡大防止の対策

新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、期日前投票所・投票所では次の対策を行いますので皆様のご協力をお願いします。

●施設内の消毒

記載台等の消毒を行います。

●消毒液を設置

入口等に消毒液を設置しますので、手指消毒にご利用ください。

●スタンパー等の消毒

投票の際に使用する、スタンパー、鉛筆の消毒を行います。

●3密対策

入場及び記載時に間隔を空けて密にならないようにします。また、換気を行い、空気が籠らないようにします。



期日前投票所・投票所に行く際は、マスクの着用、咳エチケットをお願いします。
また、帰宅後は手洗い、うがい等の実施をお願いします。